

東京都指定  
排水設備工事事業者 各位

私道排水設備助成工事において守るべき基本的事項

<申請書提出時の注意>

- ① 申請書は施工者が提出すること。
- ② 埋設物調査では、寸法がわかる試験堀の写真及びデータ図（色ぬり）を添付すること。不鮮明な場合は助成の対象外とする。
- ③ 設計図には、平面図、縦断図、数量総括表、案内図、必要ならば構造図を図示すること。また、図面には縮尺を明記すること。平面図はオフセット測量又は平板測量の測量結果から作成すること。よって現況と異なる作図は設計図として認めない。
- ④ 汚水ます設置依頼位置図には、宅地内の排水系統を書き入れること。
- ⑤ 点の記図は申請者代表に提出済みとなっているか。もしくは未提出の場合は調査時まで提出できるのか報告すること。（点の記図を提出してから調査をするため。）
- ⑥ 排水設備工事責任技術者の自社資格所有者の中から担当となる工事現場責任者を決めて報告すること。
- ⑦ 交付決定等、申請後の書類の受け渡しも施工者が行うこと。
- ⑧ 工事着手後の申請は助成の対象外である。

<調査時の注意>

- ① 申請者代表もしくは代理人（申請人）と工事現場責任者は必ず立ち会うこと。どちらか片方でも欠けた場合は中止する。（工事責任者は排水設備工事責任技術者証を持参すること。確認のため提示を求める場合がある。）
- ② 設計図と現況が著しく違う時は中止する。
- ③ 現場に人孔、ます等の位置をマーキングしておくこと。
- ④ 汚水ます設置依頼位置図の宅地内の排水系統と、現況が違う時は調査不足と見なし中止する。
- ⑤ 試験掘り（埋設物）の調査結果に対する地元処理を報告すること。（試験掘りの結果について、ガス、水道等の切廻しが必要な場合は、費用の負担を含め地元住民に説明してあるか。）
- ⑥ 公道の使用許可に関しては道路管理者、交通管理者との協議内容を報告すること。（道路使用許可証の正本を確認する。）
- ⑦ 現場の施工計画等について区担当者の質問に適切な回答が出来なければ中止する。

## ＜地元調整及び設計上の留意事項＞

- ① 私道のL形側溝の設置位置については現況道路において最大の道路幅員が確保出来る様に地元関係者と調整し、了解を得ること。
- ② 人孔、雨水ますの位置については、建物の出入り口を避けて設計すること。

## ＜工事着手後の注意＞

- ① 工事看板は必ず設置し工事記録写真に添付すること。
- ② L形側溝の勾配や高さの調整は民地、区道の取り合わせを十分考慮し、道路（舗装）工事に適する様に改善を図ること。
- ③ 施工中に設計変更の必要が生じた場合には、これが簡易な変更であっても直ちに工事を中止し、区の窓口にて報告し指示を受けること。公共下水道の保全に影響を及ぼす大幅な設計変更（流量、系統の変更、勾配の大幅な変更、排除方式の変更等）の場合は東京都下水道局に届け出を行うこと。**事後報告については助成の対象外**とする。
- ④ 施工中に切廻しの必要が生じた場合は、設計変更の場合と同様とする。そして工期、工事変更願いに図面を添付して提出すること。また、着手前、施工中、完了後の写真を撮影すること。請求書等の宛先は申請者代表とし、原本を提出すること。**事後報告、写真なし、書類なしは助成の対象外**とする。
- ⑤ **工事写真が不備又は不鮮明で確認出来ない場合、当該箇所は助成の対象外**とする。

## ＜しゅん工検査時の注意＞

- ① 現場内の清掃、片付け、各種築造物のチェック等、仕上がり状態を確認し手直し等は全て検査前に完了させておくこと。明らかに不備が認められる場合は検査を中止する。
  - \* 人孔（仕上げが良好か、内部にアスコン、モルタル、ゴミ等落ちていないか。）
  - \* 雨水ます（泥溜め清掃、目地切れ、仕上げが良好か等。）
  - \* 汚水ます（インバート内モルタル付着、目地切れ、仕上げが良好か等。）
  - \* L形側溝（勾配が適正か、水たまりがないか、目地切れ、仕上げが良好か等。）
  - \* その他
- ② 境界に関して点の記図で地元関係者と確認済みか報告すること。
- ③ しゅん工出来高の測定結果（本管、取付管、L形側溝の延長は5cm単位、雨水ます、汚水ますの位置）を正確に検査図へ記入しておくこと。